

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第647号 平成25年11月22日

官製ワーキングプア

11月1日、札幌市議会は、市が提案していた「公契約条例案」を反対多数で否決しました。

この「公契約条例案」は「官製ワーキングプア」の解消を目指し、予定価格が一定額以上の工事や清掃、警備等の業務委託の受注業者や指定管理者を対象に、市が発注する事業に従事する労働者の賃金に下限額を設定しようとするものです。

「公契約条例」の制定は、上田札幌市長の3期目の重要な公約で、成立に並々ならぬ意欲を示していましたが、最終的には日の目を見る事はありませんでした。

「公契約条例案」は、昨年2月に開催された第1回定例市議会に提案されたのですが、関係団体等の理解がまだ十分得られていない事を理由に継続審議となりました。その後札幌市は、一旦この条例案を撤回し、修正の上10月3日に再度提出していたものです。

「公契約条例」は、2009年に千葉県野田市が制定したのが最初で、その後首都圏の市区でも導入が続き、現在8市区で条例が制定されているといます。もし、札幌市の条例案が可決されれば道内第1号となり、他都市への影響も大きかったと思われる。

「公契約条例案」に対しては、提案当初から、業界団体等から強い反対の声があり、結局、最後までそうした反対の声を打ち消すことが出来ませんでした。

実は、私が理事長をしている北海道社会福祉事業団も札幌市の施設を2カ所指定管理者として運営しており、アルバイトやパートの職員を雇っていますので、もし、条例が可決されればその影響を受ける事になりました。

当事業団のアルバイト等に対する賃金はそう低いものとは思っておりませんが、しかし、仮に市から示される基準に基づき引き上げる事になった場合は、他の施設で働く職員とのバランスをどうするかが大きな問題となったところです。

「公契約条例案」に対する主な反対意見は、

- ・経営が厳しい中、労働者の賃金引き上げは経営を圧迫する
- ・札幌市が優先すべきは、入札・契約制度の改善である

一方、賛成する側からは「公共事業を担う労働者の賃金下限額を決め、ワーキングプアを少しでも減らす。こんな正当な主張が何故認められないのか（10月31

日付北海道新聞)」という素朴な疑問が示されています。

そもそも、「官製ワーキングプア」という言葉が社会問題として大きく取り上げられるようになったのは、2000年代に入ってからのことではないかと記憶しています。

バブル経済が破綻し、地方財政も厳しくなる中、行政改革の一環として入札制度の見直しや、業務の外部化（民間移管や指定管理者制度の導入等）が急速に進み、それと共に働く人々の勤務条件も次第に厳しくなり、ワーキングプアという現象が顕在化して来ました。

入札制度も、競争性が高まれば高まる程、入札価格は下がりますが、一方では労働者の賃金もコストダウンの標的にならざるを得ません。

また、行政が直接運営している施設を外部化する事は、行政側にとってはコスト削減に繋がりますが、施設を引き受けた民間はより低いコストで施設運営を行う事になりますので、その分そこで働く労働者の賃金が低く抑えられる事は避けられません。この他、お役所が直接雇用しているアルバイトの賃金も、正規職員と比較すると相当に低く抑えられており、こうした行政改革の流れの中で「官製ワーキングプア」が出現して来たという側面は否定できません。

行政改革という名の下に行政コストの削減を進める一方、公契約に関しては労働者の賃上げを求めるといふのはいささか矛盾しており、企業側の反発も理解できない訳ではありません。

今回、「公契約条例案」は否決されましたが、今後公共事業の発注や施設の指定管理者選定に当たっては、雇用している労働者の賃金等の勤務条件も対象に総合評価する仕組みも、検討してみても如何かと思います。

いずれにせよ、「官製ワーキングプア」の解消は、早急に解決すべき重要な課題でありますので、官民挙げて、公共事業発注の在り方を含め早急に改善策を検討すべきではないでしょうか。（塾頭：吉田 洋一）